

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 12 号に規定するすくい網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）8 月 9 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1. 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操 業 区 域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
すくい網漁業	すくい網漁業	①別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市佐伊津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
すくい網漁業	すくい網漁業	②天共第 7 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	2 隻	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）8 月 10 日から令和 5 年（2023 年）8 月 18 日まで

3. 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 6 年（2024 年）7 月 31 日 までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 許可船舶以外で集魚灯を使用してはならない。
- ウ 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は 1 漁船につき 3 キロワット以下でなければならない。
- エ 集魚灯に使用する電球の総設備容量は 1 漁船につき 2 キロワット以下でなければならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

- ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
- イ 許可船舶以外で集魚灯を使用してはならない。
- ウ 集魚灯に使用する発電機の総設備容量は 1 漁船につき 12 キロワット以下でなければならない。
- エ 集魚灯に使用する電球の総設備容量は 1 漁船につき 10 キロワット以下でなければならない。

- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1 操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内佐伊津地先）

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領と天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）との旧海岸線における境界）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界から五和町亀島北東端を見通した線上 3,000 メートルのところ

ウ 基点 1 から上天草市松島町高杓島頂点を見通した線から基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ